

救済事業の二面性—救済事業調査会に対する評価から—

Two Meanings of Relief : The Process of Constructive Social Work in Japan

野 口 友紀子*
Yukiko Noguchi

I. はじめに

日本の社会事業が形成されていく過程において、救済事業調査会での調査項目を検討することは、当時の救済に関わる事業の内容や範囲の把握、その後の社会事業の方向性を理解する上で重要な意味を持っている¹⁾。本研究は、この救済事業調査会に関わる研究である。

その目的は、救済事業がこの時代にはどのように理解されていたのかを検討し分析することで、従来の社会事業史上における救済事業調査会の調査項目に関わる評価について再検討を行うものである²⁾。

方法としては、救済事業調査会が設置された1918(大正7)年前後のいくつかの雑誌にみられる論考を検討し、救済事業が当時どのように理解されていたのか、救済事業という言葉でどのような事業をその範囲と捉えていたのかを社会政策との関係から分析する。分析の手順としては、第1に、救済事業調査会設立時における救済事業調査会に対する批判的見解の整理、第2に、救済事業調査会のメンバーの救済事業の捉え方の整理、第3に、中央慈善協会発行の『慈善』、『社会と救済』の中から救済事業調査会設立以前の救済事業の捉え方について言及している論考の検討を行う。

分析に入る前にまず、先行研究にみる救済事業

調査会の調査項目についての評価を整理し、その評価の根拠を明確にする。救済事業調査会で出された調査項目について、社会事業史での評価は次のように整理できる³⁾。

- (1) 生活問題の分野や公衆衛生の分野等、広範囲の分野を射程に入れている⁴⁾。
- (2) 社会政策の問題、労働問題、労働行政に関わる問題を調査対象としている⁵⁾。
- (3) 従来の感化における自治振興策と新たに都市労働者問題について対処している⁶⁾。

今回は(2)に注目する。なぜなら、救済事業の範囲について当時の人々がどのように理解していたのかを社会政策といわれる範囲の事業との関係から明らかにすることが本稿の目的であり、この評価は救済事業調査会の調査項目の範囲について社会政策との関係から述べているからである。社会政策の問題を救済事業調査会で対象としているということは、いいかえると社会政策や労働行政にかかわる問題は社会事業にかかわる問題とは異なる問題であり、社会政策や労働行政で対処すべきであるのに、これらの問題までも救済事業調査会で対処しているということを意味している。このことから、救済事業調査会で扱う範囲の事業、つまり社会事業は社会政策の代替をしているということになる。救済事業調査会は社会事業の新しい枠組みを打ち出す一方で、社会事業に社会政策の代替をさせる機能を持たせようとしていたという

*社会福祉学部講師

ことになる。

次に、その評価の根拠についてみてみよう。社会事業による社会政策の代替という見解は、労働保護や小農保護は本来社会政策の領域であり、社会事業ではないという考えに基づいている。これは現在の社会政策の一般的な見方である社会政策＝労働政策という視点から考えると妥当である。また、このような見解は以下のような当時の批判によっても補強される。

それは、救済事業調査会の名称についての批判である⁷⁾。救済事業という名称は、この調査会において適切ではないという意見である。それは、「救貧事業を連想させる救済事業の名の下に之と全然主義方針を異にすべき防貧事業たる社会政策を含ませることは頗る不穏当であらうと思ふ」と述べられているように、救済事業とついた名称は調査会の対象とした内容からみて適切ではないと判断されている(森戸1918:136)。加えて、救済という言葉を使うことによってその対象者に対して「侮蔑的名称」をもつことになるという(高野1918:153)⁸⁾。このようなことから名称は「社会問題調査会」、あるいは救済事業というところを「社会問題又ハ社会政策」にするべきであったと述べられている(櫛田1918:276)(神戸1918:261)⁹⁾。救済事業という言葉を使用した調査会の名称に対する批判は、救済事業の意味する内容やその目的と、調査会の目的や対象とする内容との間に齟齬があることを意味する。

このように救済事業調査会に関する救済事業という範疇に社会政策を含んでいる、あるいは救済事業と社会政策とを同義語に扱っているという当時の見解は、先述した現在の研究者たちの救済事業調査会に関する見解と同じものである。この点から見ると、社会事業による社会政策の代替説は当時の見解を踏まえたものであり、適切なものであるといえる。

II. 当時の救済事業の範囲の捉え方

社会政策の代替という見解は、社会政策と救済事業あるいは社会事業の捉え方が明確でなければいことができない。そのため、ここでは救済事業の定義について検討しよう。具体的には先にみた神戸正雄、櫛田民蔵、森戸辰男、高野岩三郎の

認識している救済事業についてみていく。これら4人については先行研究の中で触れられているが、ここでは救済事業という言葉の範囲に対する認識を中心に検討する。

1. 救済事業調査会設立時における救済事業調査会に対する批判的見解の整理

まず、神戸の「救済事業ノ調査ニ就キテ」(1918)を検討する¹⁰⁾。神戸は救済事業調査会の調査項目は救済事業ではなく社会問題か社会政策にあてはまると論じていたことは前述した。神戸は明確に救済事業についての定義を述べてはいないが、調査項目の中の窮民救済事業を「最狭き意義ノ救済事業デアル」と述べていることから、窮民救済事業は救済事業の範囲と考えているといえるだろう(神戸1918:265)。

次に、櫛田民蔵の「救済調査会ニ就テ」(1918)を見てみよう。ここには3つの問題点が挙げられているが、ここでは救済事業の定義に関わってくる救済事業という名称の使用についてみる。櫛田は救済とは「恩恵的意味」を持ったもので、労働問題を含めるものではないとする(櫛田1918:275-276)。そして救済問題と労働問題を対比させて区分している。救済問題とはその原因の如何を問わず、一定数の生活を維持できない人口が存在するという問題であり、「常ニ社会又ハ個人ノ道義同情ノ問題」である(櫛田1918:276)。一方、労働問題とは労働者が労力を売る側として常に社会上不利益な地位に置かれるという問題であり、「権利義務ノ問題」である(櫛田1918:276)。もちろん労働問題は貧困問題を伴うこともあるがそれは本質ではなく第二次的な結果であるとしている。そして、救済事業調査会の調査項目の小売市場問題や小資金金融問題、小農保護問題が救済事業問題に包含されていることを「少ナクトモ吾人ノ常識ニ反スル」と批判していることから、これらの項目については救済事業の範囲ではないと考えていることがわかる(櫛田1918:276)。そして救済事業調査会の調査項目は救済問題にとどまらず社会問題と称すべきだと述べる。

次に森戸辰男の「救済事業調査会ノ設置ト我が社会政策」を見てみよう。森戸は調査会設立の際

の水野内務大臣の挨拶から、政府の方針は「社会政策以外の救済事業に適用せざるべきものであつて、社会政策の方針に就いては、政府は進歩主義に立たずして依然従来の保守主義を朴守しつつあるのではないか」と述べる（森戸1918：136）¹¹¹。その理由のひとつとして政府が社会政策を救済事業と呼んでいる点がある¹¹²。ここから森戸の救済事業観を見ることが出来る。森戸は救済事業という名称を使用することに対して「所謂救済事業の中には、感化救恤の事業と精確なる意味の社会政策、他の語を以て言へば救貧と防貧が含まれて居るのである。自分は直ちに救貧事業を連想させる救済事業の名の下に之と全然主義方針を異にすべき防貧事業たる社会政策を含ませることは頗る不穩当であらうと思ふ」と述べ批判している（森戸1918：136）。ここからわかることは、次のようなことである。救済事業とは感化救恤の事業と社会政策の2つの事業が含まれているものであり、前者は救貧、後者は防貧的な機能を持つものである。しかし救済事業は救貧事業を連想させることから、防貧的機能を持つ社会政策を救済事業の中に含ませることには反対である。救済事業は救貧事業、防貧事業は社会政策と分けるべきで、社会政策と救済事業とを同義語のように扱ってはならない、ということである。

最後に高野岩三郎の「救済事業調査会の重要任務」を見てみよう。高野は森戸、神戸、櫛田の論文を読んだあとにこの論文を書いており、三氏と同意見であるが補足しながら意見を述べている¹¹³。三氏と異なる点の中で救済事業の内容に関わっているところは調査会の名称に関することである。救済事業という名称をこの調査会に使用することについて調査会では、「極貧者以外又幼者少年以外自立独立を求むべき人々に関する問題」を取り扱っているために不適当としている（高野1918：153）。救済事業の名称の不適当ということについては他の三氏と同様であるが、救済事業を対象者から検討して救済という言葉を通称としている点は異なっており、このことから救済事業を少なくとも極貧者、幼者、少年が対象になると高野が考えていたことがわかる。さらに、「調査会に於ける調査の結果将来に於て行はるべき諸般の社会的施設の中心は今の所之を内務省に置くの

が便利であらうと思ふ」と述べるが、日本の経済的社会的発展と世界の風潮を顧みると、内務省の中に一局を設けるのではなく一省として労働省または社会省を設けることが急務でありそこに救済事業調査会をおくことが適当であるとし、それは欧米に比べ少なくとも二三十年遅れている社会事業の進展を計るために必要なこととされる（高野1918：154）。高野はここに社会事業の進展という言葉を使用しているが、この社会事業の意味するところは内務省救護課で執り行っている「狭義の救済事務」ではなく、調査会の調査項目に挙げられた範囲のものであるという（高野1918：154）。それは、救済事業調査会を対象者をみると救済事業問題ではなく社会問題を扱っており、その社会問題に関する調査とその結果による社会的施設は将来的には新たに一省を設け、そこで社会問題に関する調査を行っていくことが社会事業の進展を計ることになると述べているからである。

以上、救済事業調査会について言及している四氏の救済事業の捉え方について検討した。ここで整理しておこう。救済事業調査会の設立そのものには四氏ともに評価をしているものの、救済事業調査会という名称の問題については四氏ともに批判している。神戸、櫛田は取り扱う調査項目から判断して社会問題調査会とすべきだとし、森戸は社会問題研究会とは述べていないが社会政策とすべきであるのに救済事業という名称を使用していると批判している。高野はやはり社会問題研究会とすべきであると考えているがそれは取り扱う問題が極貧者幼者少年以外の人の問題であるという理由からである。

また、救済事業とそうでないものの違いについて四氏それぞれが意見を述べている。神戸は窮民救済事業を最窮迫の状態にある者、生活状態改良事業を広く中下層民として対象者で区分している。櫛田は恩恵的であるか、恩恵的でないかということで救済事業と労働問題対策とを区分している。森戸は救済事業には防貧と救貧が含まれているとしながらも救済事業は救貧である感化救恤の事業を連想させ、防貧事業である社会政策とは別物であるとしている。高野は救済とは極貧者、幼者、少年に対する問題を取り扱う場合に使用するもので、それら以外の独立独立を求むべき人々に

対する問題とは別であるとしている。

四氏の意見は救済事業調査会への批判的な論調として捉えられるが、それぞれの意見を対比させると異なっている部分もあることがわかる。ここでは特に救済事業をどのように捉えているのかに注目する。救済事業調査会の救済事業という言葉はこの会には適切でないという批判があった。このような批判は本来の救済事業とは違う意味を含んだものが救済事業調査会が調査項目としてとりあげたものの中にあるということの意味する。

彼らは本来の救済事業をどのように捉えていたのか。四氏の意見からまとめると、救済事業とは社会問題や社会政策とは異なり、本来は最窮迫の状態にある者、つまり極貧者、幼者、少年に対する恩恵的な救済事業であるといえる。このような救済事業に対する考えが基底にあり、救済事業調査会の活動が救済事業に限定していないことからこの会の名称を批判していた。四氏は、自分たちの考える救済事業の範囲と実際の救済事業調査会の調査項目との間にズレがあることを感じたのである。では、救済事業調査会の活動はどのように捉えるべきなのか。四氏は社会問題、あるいは社会政策という言葉を使っていた。これは救済事業と対比させると、広く中下層の者、つまり極貧者、幼者、少年以外の者を対象とした労働問題、社会問題への恩恵的な意味のない防貧事業ということになる。調査会の調査項目には窮民救済事業があり、神戸が解説していたように恤救規則、雇災救助基金法、軍事救護法が含まれている。この窮民救済事業が先に定義した救済事業にあてはまり、それ以外の生活状態改良事業や児童保護事業や労働保護事業等といったものは社会問題対策、あるいは社会政策と考えられていたといえることができる。

ここでは救済事業調査会設立直後の救済事業調査会に関する批判的見解を検討した¹⁹⁾。この時代の社会事業が社会政策の代替をしていたという既存の研究の根拠となっていた救済事業調査会の調査項目の範囲は、神戸、櫛田、森戸、高野らによって救済事業調査会設立時から上記で見たような批判がなされていた。先行研究における社会政策代替説は神戸らの批判と同様に、救済事業調査会における救済事業の範囲に社会政策が含まれて

いるというものであった。

2. 救済事業調査会のメンバーの救済事業の捉え方の整理

社会政策学者たちは、救済事業という言葉で表される事業内容と調査項目の不一致を述べていたが、このような見方は一般的だったのだろうか。救済事業調査会の委員は救済事業という言葉をどのように理解していたのか。救済事業調査会の委員たちの見解を検討してみよう¹⁹⁾。

まずは救済事業調査会の設置に伴う水野内務大臣の挨拶から救済事業の意義をみてみよう。「行政上ノ事項ノミナラス汎ク実生活ノ各局面ニ及ビ或ハ資本ト労働トノ調節ヲ完ウシ或ハ職業ト生計トノ釣衡ヲ得シメ風紀ヲ保チ衛生ヲ奨メ都市農村ノ調和ヲ図リ救貧防貧ノ施設ヲ整備シ教育宗教ノ啓発利導ヲ大用スルカ如キ凡ソ是等ノ点ニ関シ」今回の調査会において検討することと述べている(水野1918: 9-10)。この調査会は内務省に設置された内務大臣の監督に属するものであり、水野内務大臣が述べたこれらのことを調査審議することがこの調査会の設立の目的とされ、このような範囲がこの調査会で調査審議する範囲と考えられた。資本と労働との調節や職業と生計との均衡等を含めた範囲を救済事業調査会の調査項目とするという捉え方を神戸、櫛田、森戸、高野は批判したのであった。

ここではひとまず救済事業調査会における救済事業の範囲について水野と同様の捉え方をしているメンバーを見てみよう。そのひとりである丸山は救済事業を広範囲のものと捉えている。救済事業とは一般的には鰥寡孤独を憐れみ、不具廢疾者を助けることと考えられているが、「内務省に於て救済事業と称することは、斯る狭き範囲に限るのではない。所謂社会政策として議論せらるゝ、仕事の大部分若くは全部は、此救済事業の範囲に入るのである」と述べており、救済事業の範囲に社会政策が含まれる現状を否定していない(丸山1919: 13)。

小河は現代的救済事業には救貧と防貧との二種があり、その防貧の範疇に入る事業について具体的に実費診療、貧児保育、職業紹介、人事相談、住宅改良、家政の知識の普及、その他労働保護に

関する大部分の施設、各種の保険、少年や婦人の保護、貯金、金融、必需品の供給等をあげている（小河1916：17）。小河は社会政策との関係で救済事業を述べていないが、救貧と防貧の両方を現代的救済事業として考えており、救済事業は救貧的機能のみをもつものから、現代という時代に合わせて変化し防貧的機能をも併せ持つものとなったと捉えている。水野、丸山は、労働に関する問題をも救済事業調査会の対象とする点、小河は防貧に含まれる範囲の事業を対象とすることから、社会政策学者とは異なる捉え方としている。

3. 救済事業調査会設立以前の救済事業の捉え方の整理

前節での水野、丸山、小河による防貧を含む範囲のものを救済事業と捉えるという見方は特殊なもので他には見られないものなのか。救済事業調査会は1918年（大正7年）に設置されているので、それ以前の時期の救済事業に関する捉え方を検討してみる。救済事業調査会設立の時期は、感化救済事業の時代から社会事業の時代への移行期である。そのため調査会設置以前をみることで、感化救済事業という言葉に込められた救済事業の範囲との関わりの中で救済事業調査会の救済事業の範囲を検討できるためである。

「慈善若くは救済といふ言葉の中には救貧といふことも含まれるし防貧といふことも含まれるし、或は又た犯罪の予防救済といふことも含まれるのであつた」と救済の中に救貧防貧の両方が含まれていると述べている（田中1910：41）。ここでは慈善と救済を同等のものと捉えており¹⁰、それは救貧と防貧と犯罪予防という3つの要素を含んだものとして捉えられていることがわかる。救済事業に救貧だけでなく防貧も含まれるという捉え方は他にもある。大内は「…此救済事業と云ふことに近頃防貧と云ふ言葉が現はれて来たのであります」と、救済事業の中に新たな要素である防貧がこの時期に加わったことを述べている（大内1911：51）。海外においては新しく出現した防貧事業が今日の救済事業の主流となっておりとし、救済事業は「古来より経営し来れる幾多救済事業の外、進んで貧困を未前に防止せんとする、所謂防貧事業の日に益々隆盛に赴きつつある」と述べ

ている（一木1910：49）。また、澁澤は救済事業を「唯だ窮民を救助すると云ふのみでなく、貧窮を防ぐと云ふ広い意味を以て」と捉え、窮民の救助だけでなく貧窮の防止という意味も含まれているとしていた（澁澤1910：31）。

渡辺は1917（大正6）年の現今の救済事業の状況を「…其の施設の多くは消極的救済事業に属するものにして、積極的のものすなわち貧窮の予防事業に至りては比較的僅少なりとす」と述べ、救済事業として救済事業と予防事業の2つをあげている（渡辺1917：4）。生江は感化救済事業講習会の開会の辞において、救済事業を防貧と救貧の2つに大別している。そしてその中身を具体的な事業をあげて説明している。生江は「而して各種の事業を此の区別によりて分類するは容易ならざるも職業紹介宿泊保護小資融通、細民住宅改良等の事業又は昼間幼児保育貧児教育の如きは防貧事業に属し、老衰廢疾不具又は虚弱者等にして自活し能はざるが如き窮民を救助するを救済事業と称す。而して育児事業救済事業の如きは一面防貧となり他面救貧となるものと謂ふを得べし」と述べているのである（生江1916：94）。このことから、救済事業は職業紹介、宿泊保護、小資融通、細民住宅改良、幼児保育、貧児教育といった防貧事業と老衰廢疾不具の者、虚弱者等への対応である救済事業とを含んだものとして捉えられていることがわかる。

これらのことからわかることは、当時は救済事業を少なくとも救貧的な機能と防貧的な機能の両方を併せ持ったものとして理解していた人々がいたということである。それは、救済事業を従来からの機能である救貧に、新たに防貧機能を加えた事業として救貧のみの機能だけでなく広範囲の意味を持つようになったという理解なのである。

整理すると以下のようなになる。救済事業調査会設立以前から感化救済という概念の中で救済事業は理解されており、その範囲は救貧と防貧の両方を含むものであった。これらの捉え方は、救済事業調査会での調査項目の範囲と救済事業という言葉の範囲とが適切でないとして批判していた人々が捉えていた救済事業の意味とは異なっていることがわかる。田中、澁澤、渡辺、生江といった人々の救済事業の捉え方は、丸山や小河の見解と救済事

業を防貧を含めて広範囲のものとして捉える考え方という点で共通するところがあり、特殊な理解の仕方ではなかった。水野内務大臣の挨拶を含めた上記のような救済事業の捉え方は、神戸や高野たちの述べていた救済事業に防貧を含めない見解とは異なっていることがわかる。

Ⅲ. 結 論

救済事業という言葉を批判した人びとの中の大半は、救済事業は老衰廃疾等のために貧困な人への恩恵的意味の強い恤救規則をはじめとする一連の救貧事業と捉えていた。一方で、救済事業を救貧だけでなく防貧的な機能を含めて捉えている人々もいた。当時の救済事業に対する認識は、恤救規則や罹災救助といった救貧的な機能をもつものと、救貧と防貧の両方を併せ持っているというものの2つに分けられるのである。救済事業は固定的に捉えられていたのではなく、救済事業に対する2つの異なる認識が当時存在していたということが出来る。

救済事業調査会の調査項目に社会政策で捉えるべき問題が入っているために、社会事業が社会政策を代替しているという説明の仕方は、救済事業を防貧を含めない事業と理解する限りにおいて正しい。というのも、救貧的な機能の中に、小売市場の設置や住宅改良、失業保護の施設といった救貧とはべつものを入れ込んでいるという考えは、救貧とは別の機能を持つ事業であるにもかかわらず救貧的な機能である救済事業の範囲に入れてしまっている。つまり本来は救貧とは別のものとして行うべきであるのに救済事業によって代替されているということになるだろう。それは「救済事業＝救貧的な機能を持つ事業」という図式がなりたつ限りにおいて有効となる。

一方で、救済事業に救貧的な機能だけでなく防貧的な機能をも含めて考える見方もこの時代には存在していた。この場合「救済事業＝救貧的な機能を持つ事業＋防貧的な機能を持つ事業」と書くことができる。このような視点に立った場合、救済事業が社会政策の代替をしているとは言えない。救済事業に含まれる防貧的な機能を持つ事業に小売市場の設置や住宅改良、失業保護の施設等を当てはめることができるからである。小売市場の設置や住宅

改良、失業保護の施設等を防貧的な機能を持つ事業と捉えると、これらは救済事業の一機能をもつ事業として理解できる。つまり、代替ではなくもともと防貧事業であり救済事業の一領域であると言えるのである。

このような相違が生じるのは、立場が異なる見解の理論上の相違、すなわち調査会の調査項目にあげられた小売市場の設置や住宅改良、失業保護の施設といったものを救済事業の中の一領域と捉えるのか、救済事業とは異なる社会政策の領域と捉えるのかという視点の相違があるからである。これには、防貧的な機能の位置づけの問題があげられる。救済事業には防貧的な機能があると捉える立場と、防貧的な機能を持つものは社会政策として捉える立場があり、このような防貧の位置づけの相違によって、防貧的な事業の把握の仕方に相違が生じたのである。

救済事業には防貧の位置づけをめぐる2通りの見方があるため、救済事業調査会の調査項目が救済事業の範囲外のもの（＝社会政策）までもこの調査会で取り扱っているとは必ずしもいえないことがわかる。この時代には救済事業を救貧的な機能を持つ事業と見る見方と救貧的な機能に加えて防貧的な機能も持つ事業と見る見方の2つが同時に存在しており、そのどちらの立場にたつかによって調査項目の内容が社会政策の代替なのか救済事業そのものであるのか異なるのである。ここでは、どちらかの立場に立つのではなく、先行研究でいわれていた救済事業調査会における社会政策代替説はひとつの見方に過ぎないということを明らかにすることを主眼としており、当時の視点に立てば救済事業は確定したものではなく多様な受け止められ方をしていたことが明らかになった。

先行研究では、調査会の調査項目は「労働保護」や「小農保護」といった社会政策の問題まで幅広く含んでおり、社会政策の欠如のため救済事業がその代わりを果たすことになったと指摘されてきた。それは、当時の社会政策学者たちの見解と同じである。今回は、立場の異なる集団の中では意見の相違があるということを前提に、社会政策学者とそれ以外の立場の救済事業に関する見解について、社会政策の代替という既存の研究を手がかりに救済事業の定義を検討してきた。

社会政策学者たちと内務官僚たちとの間には救済事業に対する合意がなかった。このことから、救済事業の範囲と社会政策の範囲について当時統一の見解がなく、そのため両者の明確な区分はなかったのである。救済事業としての防貧事業と防貧機能を持つ社会政策との間の当時の人々の統一した認識はなかったと考えられる¹⁷⁾。

IV. おわりに

社会事業が社会政策の代替をしていたということがひとつの見方に過ぎないことを指摘し、広範囲を救済事業と捉えていたという別の視点を明らかにしたことからみえたことは、社会事業形成過程の分析に対する枠組みのひとつを提示できたという点である。社会事業の形成過程において、内務官僚は感化救済事業の救済概念をひきずっていることに対して、当時の他の立場の人々の間から批判が出てきた。この批判は、官僚たちの救済概念に影響を与えて変化し、やがて人々の間での社会事業に対する理解が統一していくことで社会事業として成立すると考えられるのではないだろうか。このような視点に立てば、当時のさまざまな立場の人々の間の対立や承認の変遷史という枠組みで社会事業の形成過程を明らかにすることができるだろう。今後の社会福祉史の可能性のひとつとして検討していきたい。

本研究では明らかにしたい点を救済事業に焦点を当てたため、いくつかの積み残しがある。今回は社会政策学者以外の社会政策に関する見解については論じることができなかった。今後研究を進めていく上で社会政策を捉える視点を分析し、救済事業の範囲がどのように変化したことで、防貧事業と社会政策に対する認識が固定し、両者の目的・対象が明確にされていったのかという過程を検討することが必要である。また、紙幅の関係上記述できなかったが、もう少しタイムスパンを広げることも必要である。なぜなら、内務官僚が救済事業をなぜ広範囲で捉えていたのかということについて社会事業形成以前の感化救済事業との関係から明確にでき、加えて救済事業調査会はその後社会事業調査会と名称変更をすることから、救済事業と社会事業の異同や社会事業調査会における社会事業の範囲についても検討できるからであ

る。

注

- 1) 救済事業調査会での審議によって、「新しい社会事業の枠組みがあきらかになっていった」(池田1986: 503)といわれており、救済事業調査会に関して検討することは当時の社会事業と捉えられていたものを明らかにする上で重要であるといえる。
- 2) 救済事業調査会について直接論じているものに石井(1995)によるものがある。石井は救済事業調査会を内務省の新局設置構想の一環として位置づけており、救済事業という用語は内務省が当時社会行政一般を指す語として使用していたものであり、その対象範囲に社会事業の独自性はなかったと評している。社会政策学者の意見以外のものも史料として扱っている点では石井の論考と同じであるが、本稿では多様な立場の多様な見解の対立と合意の過程が社会事業を確定するという視点をとり、救済事業という言葉を立ての違ひによって各々がどのように理解し、変遷していくのかということを中心として社会事業形成の過程の中に位置づけている点異なる。
- 3) 調査項目については以下のものがある。1.生活状態改良事業(小売市場、住宅改良、小資金融、家庭職業、廉価宿泊及簡易食堂、其他)、2.貧民救済事業(救貧制度、罹災救助制度、其他)、3.児童保護事業(嬰兒保育、貧兒教育、児童虐待防止、少年労働制度、浮浪兒、不良兒ノ処置、少年犯罪防止、其他)、4.救済的衛生事業(救療機関ノ普及、災害救護、精神病痴癡低能ノ救済、肺結核ノ救済、其他)、5.教化事業(興業物改良、盲啞及低能教育、出獄人保護、矯風事業、細民部落ノ改善、其他)、6.労働保護事業(労働保険、工場労働ノ改善、補習教育及徒弟制度、婦人労働、労働組合及仲裁制度、純益分配制度、失業救済及職業紹介、移住民及出稼人ノ保護、其他)、7.小農保護事業(自作農ノ奨励保護、小作農ノ保護、農家産制度、産業組合ノ普及改善、其他)、8.救済事業ノ助成監督(救済事業ノ指導監督並調査ノ機関、救済事業ノ奨励助成方法、救済事業ノ連絡及取締、公共団体公益団体宗教団体等ノ活動、其他)
- 4) このような評価は、(池田1986: 504)(池本1999: 177)(小川1960: 178-179)の文献にみられる。
- 5) このような評価は(池田1986: 504)(吉田1990: 26)(窪田1985: 10)の文献にみられる。なお、池田は第1と第2の2点をその評価としてあげている。
- 6) このような評価は(池本1999: 63)の文献にみら

- れる。なお、池本は第1と第3の2点をその評価としてあげている。
- 7) 櫛田については小川(1960:178)が、神戸、櫛田、森戸、高野については石井(1995)が言及している。
 - 8) 「侮蔑的名称」と同様の意味として神戸は「侮辱シタル意味」と述べている(神戸1918:261)。
 - 9) 同様のものとして(高野1918:153)。
 - 10) (神戸1918:259-271)
 - 11) (森戸1918:136)
 - 12) 他の理由として、調査項目のうち最優先項目に社会政策の中心問題である職工組合の研究が入っていないという点、調査委員の選定に労働者代表が加わっていない点がある。
 - 13) 補足された点として調査報告の公表の必要性がある。
 - 14) ただし、ここでは批判的見解として四氏の見解をまとめたが、四氏にはそれぞれの思想的背景があるため、全く同じ根拠からの批判ではない。
 - 15) メンバーは次の通りである。会長は小橋一太、委員は安部浩、岡本英太郎、留岡幸助、四條隆英、小河滋次郎、大谷宝韶、和田豊治、神戸正雄、谷田三郎、高野岩三郎、川村竹治、窪田静太郎、桑田熊蔵、矢作栄蔵、山室軍平、赤司鷹一郎、天岡直嘉、三宅鉦一、潮恵之輔、添田敬一郎、田子一民、川村貞四郎。途中で異動があり、永田秀次郎、岡実は1918(大正7)年10月に、杉山四五郎は1919(大正8)年4月に、井上友一については1919(大正8)年6月に調査会の委員からはずれ、道家斎は1920(大正9)年6月に、幹事である丸山鶴吉は1919(大正8)年4月に異動。新たに委員として阿部浩、岡本英太郎(大正8年5月に異動)四條隆英、川村竹治、潮恵之輔が、幹事として田子一民が入っている。
 - 16) 床次も「感化救済事業当局者の心得」の中で救済事業を慈善事業と同義語として使っている(床次1911)。
 - 17) もちろん大河内(1938)が述べたように当時の社会事業と社会政策は特殊な関係にあり、社会政策が欠如し、また当時の労働者の自主的な組織化が不十分であったために、社会政策は慈恵的な性格を持つ特殊な日本的形態として存在していたという評価もある。しかし、救済事業調査会の委員個人の見解を社会事業について理解するための材料として扱った場合、社会事業と社会政策との防貧的機能の位置づけを明らかにしたことで、当時の社会事業の方向性

が明確になっていった過程がみえてくるのではないだろうか。今回の結果として、救済事業調査会のメンバーのうち、内務官僚の中には「労働保護」や「小農保護」を救済事業としての防貧事業に含めて認識している人がいるという指摘をしたが、このような範囲を含めて救済事業の「防貧」として捉える考えは、内務省の救済行政当局者たちが明治半ばから「防貧」を救済の中に含めようと構想してきた流れの分岐点であると考えられる。防貧の構想から実施という展開については野口を参照のこと(2003:14-23)。

文献

- 池田敬正(1986)『日本社会福祉史』法律文化社
 池本美和子(1999)『日本における社会事業の形成 内務行政と連帯思想をめぐって』法律文化社
 石井洗二(1995)「救済事業調査会に関する研究」日本社会福祉学会『社会福祉学』第36-2号
 一木喜徳郎(1910)「感化救済事業講習会開会式における訓示要領」中央慈善協会『慈善』第二編第二号
 大内青巒(1911)「我邦に於ける宗教家の救済事業」中央慈善協会『慈善』第二編第三号
 大河内一男(1938)「我国に於ける社会事業の現在及将来」『社会事業』第二十二巻第五号
 小河滋次郎(1916)「救済事業の趨勢(上)」『救済研究』第四巻第十号
 小川政亮(1960)「大正デモクラシー期の救貧体制」日本社会事業大学救済事業研究会編(1960)所収
 神戸正雄(1918)「救済事業ノ調査ニ就テ」『経済論叢』第七巻第二号
 櫛田民蔵(1918)「救済調査会ニ就テ」『経済論叢』第七巻第二号
 窪田暁子(1985)「解題(第一七巻)」社会福祉調査研究会編(1985)所収
 澁澤栄一(1910)「慈善救済事業に就テ」中央慈善協会『慈善』第一巻第四号
 社会福祉調査研究会編(1985)「戦前期社会事業史料集成17」日本図書センター
 高野岩三郎(1918)「救済事業調査会ノ重要任務」国家学会『国家学会雑誌』第三十二巻第九号
 田中太郎(1910)「慈善事業に就テ」中央慈善協会『慈善』第二編第一号
 床次竹二郎(1911)「感化救済事業当局者の心得」中央慈善協会『慈善』第二編第三号
 生江孝之(1916)「感化救済事業地方講習会開会の辞」中央慈善協会『慈善』第八編第一号

日本社会事業大学救貧制度研究会編（1960）『日本の救貧制度』勁草書房
野口友紀子（2003）「防貧概念の変遷」日本社会福祉学会『社会福祉学』Vol.44-2
丸山鶴吉（1919）「救済事業の範囲」『斯民』第十四編第一号
水野錬太郎（1918）「水野内務大臣挨拶」社会福祉調査

研究会編（1985）所収
森戸辰男（1918）「救済事業調査会ノ設置ト我ガ社会政策」国家学会『国家学会雑誌』第三十二卷第八号
吉田久一（1990）『増補改訂版現代社会事業史研究』川島書店
渡辺勝三郎（1917）「時局と救済事業」中央慈善協会『社会と救済』第一卷第一号